

令和3年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況



問総務課(☎826-1111 内線2209 FAX822-9252)

情報公開制度

「土浦市情報公開条例」に基づき、市民の皆さんからの請求に応じ、市が保有している情報を原則として公開する仕組みです。市民の皆さんの市政参加を促進し、市との信頼関係を強化し、公正で開かれた市政を推進することを目的としています。

請求ができる方

市内に住所のある方、市内に通勤・通学する方、市内に事務所・事業所のある法人などの団体、または市の事務事業に具体的な利害関係を持っている方です。

これら以外の方でも、情報の公開請求に準ずる「公開の申出」により、公開を求めることができます。

ただし、「公開の申出」により求めた情報が仮に非公開となったときは、審査請求(後述)をすることはできません。

請求などの方法

情報公開の総合窓口である情報公開室(市役所本庁舎3階)で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定したあと、情報公開請求書(「公開の申出」のときは情報公開申出書)に必要事項を記載していただきます。情報公開室に行くことができないときは、郵送やファクスなどでも受け付けていますので、詳しくはご相談ください。様式はホームページからダウンロードできます。

公開・非公開の決定

情報公開請求書を受理した日の翌日から起算して原則14日以内に、公開・非公開を決定し、書面で通知します。

公開の方法

あらかじめ請求者などと協議のうえ、お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧、視聴または写しの交付により行います。

審査請求

情報の非公開の決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

この審査請求については、土浦市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重し、裁決を行います。

令和3年度の運用状況

情報公開の請求などの状況は別表のとおりです。請求が302件で、申出が38件の合計340件でした。これらの請求などに対する公開率は97%になっています。なお、この公開率は次の算式によっています。

$$\text{公開率} = \frac{(\text{公開件数} + \text{一部公開件数})}{(\text{公開件数} + \text{一部公開件数} + \text{非公開件数})}$$

公開請求などの状況

実施機関	件数	主な内容
市長部局	市長公室	43 広報紙の配布部数など
	総務部	27 住居表示台帳など
	市民生活部	188 地区長名簿など
	保健福祉部	15 土浦市民生委員児童委員協議会連合会会則など
	産業経済部	1 排水路整備工事設計書
	都市政策部	19 建築基準法第42条第2項道路承諾書など
	建設部	15 国土調査素図および調査票など
市議会	7 委員会会議録など	
教育委員会	8 各小中学校の在籍者数など	
消防長	2 危険物施設一覧など	
監査委員	14 年間監査計画など	
農業委員会	1 遊休農地B分類所在地一覧	
合計	340	

公開請求などに対する決定の状況(単位:件)

公開	一部公開	非公開	不存在	合計
81	113	6	140	340

審査請求の処理状況(単位:件)

審査請求件数		処理件数				
新規	前年度継続	認容	棄却	却下	審議中	合計
21	1	0	3	8	11	22

個人情報保護制度

「土浦市個人情報保護条例」に基づき、市が保有している自分の個人情報を見たり、個人情報に事実の誤りがある場合に、訂正などを請求できる仕組みです。個人のプライバシーの保護を図り、公正で信頼される市政を推進することを目的としています。

なお、手続きの際には本人確認書類を提示または提出してください。

請求ができる方

自分に関する個人情報の開示などの請求は、どなたでも行えます。また、法定代理人および2親等以内の血族の方は、本人に代わり請求できます。

請求の方法

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。郵送でも受け付けていますので、詳しくはご相談ください。

開示請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して原則14日以内に、開示・非開示を決定し、書面で通知します。

開示の方法

あらかじめ請求者と協議のうえ、お知らせした日時、場所で、個人情報の閲覧、視聴または写しの交付により行います。

訂正請求または削除請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して原則30日以内に、訂正または削除を決定し、書面で通知します。

審査請求

開示請求、訂正請求および削除請求の決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

令和3年度の運用状況

個人情報の開示請求などの状況は、別表のとおりです。土浦市職員採用試験については特例として「口頭による開示請求」が認められています。

個人情報を取り扱う事務の数

実施機関		件数
市長部局	市長公室	35
	総務部	58
	市民生活部	142
	保健福祉部	163
	こども未来部	59
	産業経済部	40
	都市政策部	77
	建設部	79
	会計課	2
教育委員会		130
選挙管理委員会		17
監査委員		4
農業委員会		7
固定資産評価審査委員会		1
消防長		46
市議会		7
合計		867

開示請求の状況

実施機関	件数	主な内容
市長部局	総務部	1 土地評価証明書の申請書および委任状
	市民生活部	9 印鑑登録証の取得履歴など
	保健福祉部	12 身体障害者手帳に係る診断書など
	都市政策部	1 建築基準法第12条第5項に基づく報告書
	建設部	2 国土調査調査票および閲覧簿など
	会計課	1 支出命令書
教育委員会	2 教育委員会定例会会議録	
農業委員会	1 利用権設定各筆明細	
消防長	9 救急要請に係る記録など	
合計	38	

開示請求に対する決定の状況(単位:件)

開示	一部開示	非開示	不存在	合計
8	26	1	3	38

口頭による開示請求の状況

土浦市職員採用試験	開示請求者数
第1次試験	12
第2次試験	18

訂正請求の状況

実施機関	件数	主な内容
市長部局	市長公室	5 会議録の記載内容など
	保健福祉部	1 台帳の記載事項
合計	6	

訂正請求に対する決定の状況(単位:件)

訂正	非訂正	合計
4	2	6